

## 改正のポイント

### 1. 補助対象期間延長

令和3年9月30日(木)当日消印有効→ **令和3年11月30日(火)当日消印有効**

### 2. 提出書類の緩和

★ 補助対象経費であることを示す理由書・申立書が必須ではなくなりました。  
以下で対応↓↓

募集要領 9. ア(ア) ③ 対象経費となる性能であることが分かる記載、又はカタログ等の添付

募集要領 12. ア(ア) ③ 対象経費となる性能であることが分かる記載、又はカタログ等の添付

★ **相見積もりの取得が不要**になりました。  
以下のとおり「比較対象」の文言を削除↓↓

募集要領 9. イ(ア) ③ 見積書(対象経費となる性能であることが分かる記載又はカタログの写し)